



# 第四次産業革命スキル習得講座認定制度 説明会

～認定制度説明資料～

2020年1月

経済産業省 経済産業政策局

産業人材政策室

# 1. 制度概要

## 2. 認定要件

## 3. eラーニング講座の認定要件の改定

## 4. 認定申請手続

## 5. Reスキル講座に認定されると

## 6. 厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携

## 7. 講座認定の状況

## 8. おわりに

# 1. 制度概要 (1) 概要、創設の背景、目的

## 「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」(通称「Reスキル講座」)とは

- IT・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する制度。
- ※ 厚生労働省が定める一定の要件を満たし、厚生労働大臣の指定を受けた講座は「専門実践教育訓練給付」の対象となる。

### 創設の背景

- 急激な産業構造の転換に対応するため、IT・データ等の分野に重点化した「人材育成の抜本的強化」が鍵。
- 働きながら第4次産業革命を見据えた能力・スキルを獲得できる職業訓練の充実が必要。

### 目的

**将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野**において、  
社会で働く一人一人が、**より高度な専門性を獲得**するとともに、**スキル転換を促進し、  
様々な専門性を活用して事業を創出等する能力・スキルを獲得**することのできると認められる  
**専門的かつ実践的な講座を経済産業大臣が認定、奨励する**ことで、  
**社会人のキャリア形成を図ることを目的**とする

# 1. 制度概要 (2) 創設の経緯

## 創設の経緯

- H27.9～H28.5** **「産業構造審議会・新産業構造部会」**  
第4次産業革命による産業・雇用等への影響について検討
- H28.12～H29.4** **「第4次産業革命 人材育成推進会議」**  
具体的な施策の在り方等について検討
- H29.4～6** **「『第4次産業革命スキル習得講座認定制度（仮称）』に関する検討会」**  
認定基準、認定の仕組みや考え方など、制度の運用方法に関して議論
- H29.6.15** 検討会報告書とりまとめ
- H29.7.31** **制度創設**（第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程(経済産業省告示) 制定)
- H29.10** 第四次産業革命スキル習得講座が厚生労働省「**専門実践教育訓練給付制度**」  
**における指定対象に追加**（H29.10告示改正。H30.4から適用）
- H29.9～10** **第1回認定申請受付**
- H30.1** **第1回申請認定**（16事業者23講座を認定）
- H30.4** **第1回認定講座開講**

※以後、半年に1度の頻度で申請・認定を実施

1. 制度概要

**2. 認定要件**

3. eラーニング講座の認定要件の改定

4. 認定申請手続

5. Reスキル講座に認定されると

6. 厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携

7. 講座認定の状況

8. おわりに

## 2. 認定要件 (1) 目標レベル・対象分野

### ■ 目標レベル

#### **ITSSレベル4相当を目指す** (以下のいずれかのレベル)

- ① 当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用して、業務上の課題の発見と解決をリードするとともに、後進育成にも貢献できるレベル
- ② 当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用して、新規ビジネスやサービス等の創出が可能であるほか、後進育成にも貢献できるレベル

#### 【留意いただきたいポイント】

- 専門的・実践的な能力を育成するという制度の趣旨に鑑み、教育訓練時間が短いもの(20時間以下)は対象外  
【参考：専門実践教育訓練給付制度においては、教育訓練の時間が30時間以上かつ期間が2年以内のものが指定対象】

### ■ 対象分野

#### ① IT分野

- 新技術・システム：**クラウド、IoT、AI、データサイエンス**  
(デザイン思考、アジャイル開発等の新たな開発手法との組み合わせを含む)
- 高度技術：**セキュリティ、ネットワーク**

#### ② IT利活用分野

- 自動車分野のモデルベース開発、生産システム設計** 等

#### 【留意いただきたいポイント】

- ①について、基礎・初級のITスキルは除く
- 対象分野に関する知識・技術等 (「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する実施要項 (以下、要項) 別表1のとおり) を含むことが必要

## 2. 認定要件（参考）ITSSレベルと教育訓練給付

レベル	レベル定義（新スキル標準共通）
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>社内外にまたがり、テクノロジーやメソドロジー、ビジネス変革をリードするレベル</li> <li>市場への影響力がある先進的なサービスやプロダクトの創出をリードした経験と実績を持つ世界で通用するプレーヤ</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>社内外にまたがり、テクノロジーやメソドロジー、ビジネス変革をリードするレベル</li> <li>社内だけでなく市場から見ても、プロフェッショナルとして認められる経験と実績を持つ国内のハイエンドプレーヤ</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>社内において、テクノロジーやメソドロジー、ビジネス変革をリードするレベル</li> <li>社内で認められるハイエンドプレーヤ</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>一つまたは複数の専門を獲得したプロフェッショナルとして、専門スキルを駆使し、業務上の課題の発見と解決をリードするレベル</li> <li>プロフェッショナルとして求められる、経験の知識化とその応用（後進育成）に貢献する</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>要求された作業を全て独力で遂行するレベル</li> <li>専門を持つプロフェッショナルを目指し、必要となる応用的知識・技能を有する</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>要求された作業について、上位者の指導の下、その一部を独力で遂行するレベル</li> <li>プロフェッショナルに向けて必要となる基本的知識・技能を有する</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>要求された作業について、上位者の指導を受けて遂行するレベル</li> <li>プロフェッショナルに向けて必要となる基本的知識・技能を有する</li> </ul>

第四次産業革命スキル習得講座【専門実践】

高度IT資格取得目標講座【専門実践】

一定の要件を満たすIT資格取得目標講座【特定一般】

※一定の要件を満たすものは厚生労働省「教育訓練給付制度」における指定対象となる

【専門実践】→専門実践教育訓練給付

【特定一般】→特定一般教育訓練給付

## 2. 認定要件（2）講座・実施機関の要件

### ■ 講座の要件

- ✓ 育成する職業能力・スキル、訓練の内容を公表していること
- ✓ 必要な実務知識、技術、技能を習得させる教育訓練であること

#### 【留意いただきたいポイント】

- 座学や定められた手順に沿って実施する演習等による知識の習得だけではなく、実践的な内容（受講者が課題等を自ら考える機会や習得した知識・技術を実際に試行・実践する機会を設ける等）が必要
- ✓ 実習、実技、演習又は発表などが含まれる実践的な授業がカリキュラムの半分以上を占めていること
- ✓ 審査、試験等により教育訓練の成果を評価していること
- ✓ eラーニング等の社会人が受けやすい工夫をしていること
- ✓ 事後評価の仕組みを構築していること 等

### ■ 実施機関の要件

- ✓ 継続的・安定的に遂行できること(講座の実績・財務状況等)

#### 【留意いただきたいポイント】

- 原則として申請日の1年以内に、申請講座と同じ課程の教育訓練を実施し終了していることが必要
- 実施主体が教育訓練事業を開始した日以降、申請の日までに1営業年度以上の事業実績を有することが必要
- ✓ 適切に実施するための組織及び設備等を有すること
- ✓ 欠格要件等に該当しないこと 等

1. 制度概要
2. 認定要件
3. **eラーニング講座の認定要件の改定**
4. 認定申請手続
5. Reスキル講座に認定されると
6. 厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携
7. 講座認定の状況
8. おわりに

- 全国で認定講座の受講の機会を確保するため、**従前は認定対象外としていたeラーニング講座（全ての授業をeラーニング等で行うもの）も認定対象とする。**

（第6回認定（申請期間：2020年1月14日～2月14日（予定））から適用）

#### ■ 演習等をeラーニングで行う場合の留意事項

- ✓ 演習等（実習、実技、演習を又は発表を伴う授業その他実践的な授業）が教育訓練の半分以上を占めること（通学を要する講座と同様）
- ✓ 双方向又は多方向に演習等を行うための措置が講じられていること

#### ■ 全ての授業をeラーニングで行う場合の留意事項

- ✓ 標準学習期間の設定、受講者の受講状況の確認、学習到達度の把握
- ✓ 適切な方法による受講者の本人確認
- ✓ 訓練目標を達成するための体制整備（必要な数の添削指導員を配置等）

※認定要件の詳細は、『「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する実施要項』3. (8)【留意事項】に記載

### 3. eラーニング講座の認定要件の改定（2）要件及び実例

要件		OK 例	NG 例
全ての授業をeラーニング等で行う講座	標準学習期間の設定、受講者の受講状況の確認、学習到達度の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ LMS等による学習状況の管理</li> <li>➢ メンターによる学習スケジュール設計、メンタリング、チャット質問対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 講義動画の配信・教材の配布のみ</li> </ul>
	受講者の本人確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ IDとパスワードによるログインと動画通信等による直接のコミュニケーション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 本人確認を行っていない</li> </ul>
	訓練目標を達成するための体制整備 (必要な数の添削指導員を配置等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 受講定員に対して適切な数の講師・メンター配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 講師・メンター等がない又は受講定員に対して著しく不足</li> <li>➢ 個々の受講者の学習管理や質問対応などフォロー体制がない</li> </ul>
演習等をeラーニング等で行う講座	双方向又は多方向に演習等を行うための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 疑似環境を用いた演習(双方向で実施のもの)</li> <li>➢ ビデオチャット等を用いたプレゼンテーション</li> <li>➢ オンラインディスカッション/グループワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 演習課題が、多肢選択形式の確認テストのみ/自動採点等により一律に合否を判定するのみのも</li> </ul>

本認定制度における「**実習、実技、演習又は発表を伴う授業その他実践的な方法による授業**」(演習等)の定義(実施要項より抜粋)

**演習等とは、双方向又は多方向に行われる**以下のような内容を授業の中に含むものを指します。

- (ア) 疑似環境を用いた実習、実技、演習等を含む実践的なもの
- (イ) プレゼンテーション等の受講者側からの発表を含むもの
- (ウ) ディスカッション、グループワーク、ワークショップ等の手法を含むもの

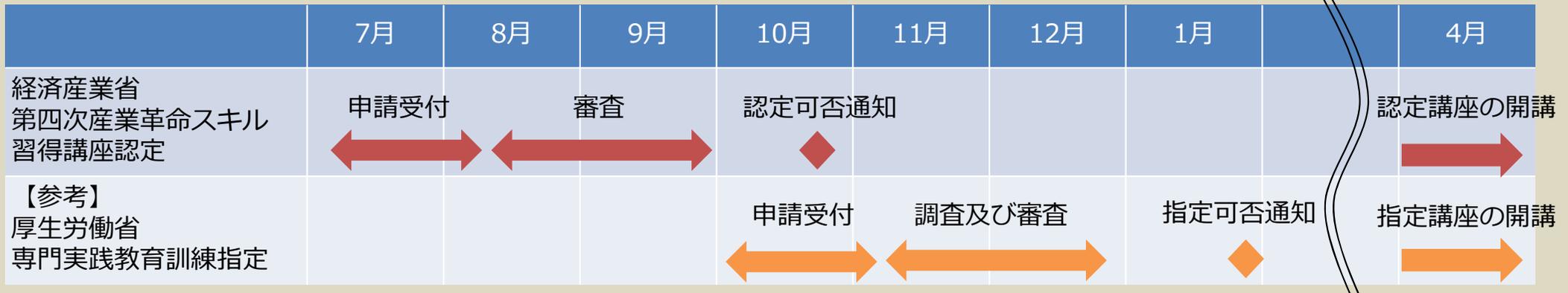
1. 制度概要
2. 認定要件
3. eラーニング講座の認定要件の改定
- 4. 認定申請手続**
5. Reスキル講座に認定されると
6. 厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携
7. 講座認定の状況
8. おわりに

## 4. 認定申請手続 (1) 申請スケジュール、認定期間

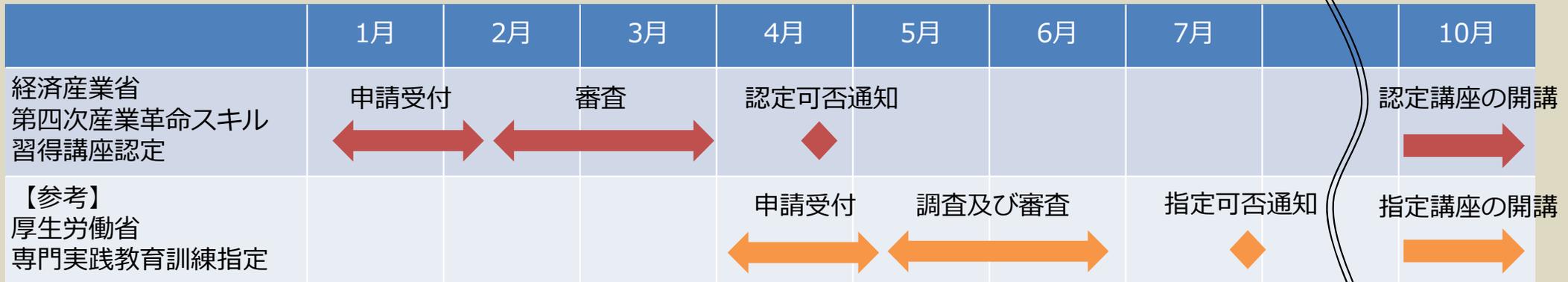
### ■ 申請スケジュール

認定申請は年2回 (4月1日、10月1日)

#### ○ 4月1日認定分



#### ○ 10月1日認定分



※ 各回の申請受付期間については、経済産業省ホームページ（専門実践教育訓練指定に関しては厚生労働省ホームページ）にてご確認ください。

### ■ 認定期間

認定の適用日 (4月1日又は10月1日) から3年間

## 4. 認定申請手続 (2) 申請方法、審査方法

### ■ 申請方法

#### ○ 申請書類

①紙で提出するもの	押印した申請書
②電子データで提出するもの	新規申請提出物一覧・チェックリスト
	様式第1号～第6号
	教材（電子データでの提出が難しい場合は紙での送付も可）
	演習の実施内容等が分かる資料等
	その他の添付資料（詳細は新規認定提出物一覧・チェックリストを確認してください）

#### ○ 申請書提出先：経済産業省

IT分野(クラウド, IoT, AI, データインテリジェンス, ネットワーク, セキュリティ)の講座  
 自動車モデルベース開発分野の講座  
 生産システム設計分野

→ 商務情報政策局情報技術利用促進課  
 → 製造局自動車課  
 → 製造局ものづくり政策審議室

### ■ 審査方法

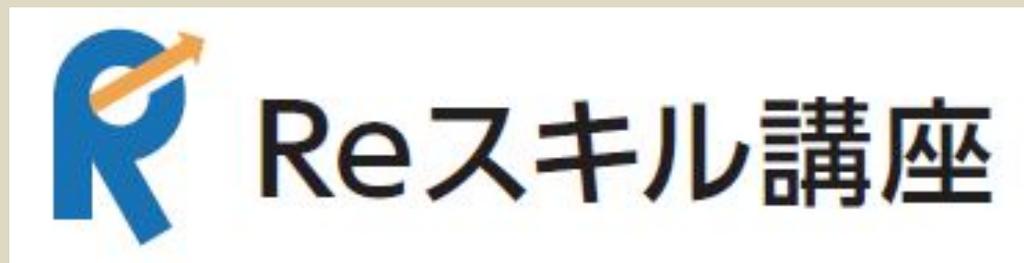


※審査に当たっては、講座の内容等に関するヒアリングを行う場合があります。

1. 制度概要
2. 認定要件
3. eラーニング講座の認定要件の改定
4. 認定申請手続
- 5. Reスキル講座に認定されると**
6. 厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携
7. 講座認定の状況
8. おわりに

### ■ Reスキルロゴマークの使用

Reスキル講座に認定された実施機関は、ロゴマークを使用して広報活動を展開することができます（認定講座についてのみ）。



※ロゴマークの使用に際しては、「Reスキル講座」ロゴマーク使用規約を遵守してください。

### ■ 認定の効果（認定企業からの声）

公的機関である経済産業省から認定を受けたことで、企業のブランドイメージや認知度の向上につながった。



公平な機関からハイレベルな講座として認定されたことで、講座の安心感や認知度の向上につながった。他社講座との差別化が図られ、受講者の拡大につながった。

Reスキル講座の認定と専門実践教育訓練給付の指定を受けたことで、受講者の費用負担の軽減につながった。問い合わせも増え、営業する上でも大変役立っている。



※ 認定企業へのヒアリングより

### ■ 実施状況の報告（フォローアップ調査）

- 修了時のアンケート調査等に加え、修了後一定期間経過後のフォローアップ調査について、教育訓練の一環として計画的に実施することが必要です。
- 実施状況を確認するため、年1回、実施状況報告書の提出を求めます。  
(必要に応じて、別途、実施状況の確認を行うことがあります。)

### ■ 変更・廃止の届出

- 認定後、認定講座の廃止又は内容等の変更をしようとするときは、あらかじめ届出が必要です。

#### 【変更届の提出が必要な事例】

- 使用する教材の変更（教材の改定や取扱事例の変更は届出不要）
- カリキュラムの変更
- 講師の追加、変更 等

#### 【新規認定が必要となる事例】

- 目標レベル・対象分野に影響のある変更
- 総訓練時間や受講料の変更 等

1. 制度概要
2. 認定要件
3. eラーニング講座の認定要件の改定
4. 認定申請手続
5. Reスキル講座に認定されると
- 6. 厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携**
7. 講座認定の状況
8. おわりに

## 6. 厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携

- 経済産業大臣が認定した講座のうち、厚生労働省が定める一定の基準を満たし、専門実践教育訓練として厚生労働大臣の指定を受けた講座については、以下の制度を利用することができます。

### 受講者のみなさま

#### 専門実践教育訓練給付金の支給

- 在職者又は離職後1年以内（出産・育児等で対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方が専門実践教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給します。
- ※ なお、専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職中のうち一定の要件を満たす方に対しては、基本手当日額の80%が訓練受講中に2か月ごとに支給されます（令和3年度末まで）

#### 給付の内容

- 受講費用の50%（上限年間40万円）が6か月ごとに支給されます。
- さらに受講を修了した後、1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された又は引き続き雇用されている場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加で支給します。

### 企業のみなさま

#### 人材開発支援助成金の支給

- 従業員に専門実践教育訓練を受講させ、または受講を支援する場合に、人材開発支援助成金により、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部について助成金が受けられます。

#### 助成額／助成率

- 人材開発支援助成金特定訓練コース  
 経費助成：45%（30%）  
 賃金助成：760円（380円）  
 1人1時間あたり
- ※括弧内は、中小企業以外の助成額・助成率

※上記給付金、助成金には様々な受給要件がありますので、詳しくは厚生労働省のHP等をご覧ください。

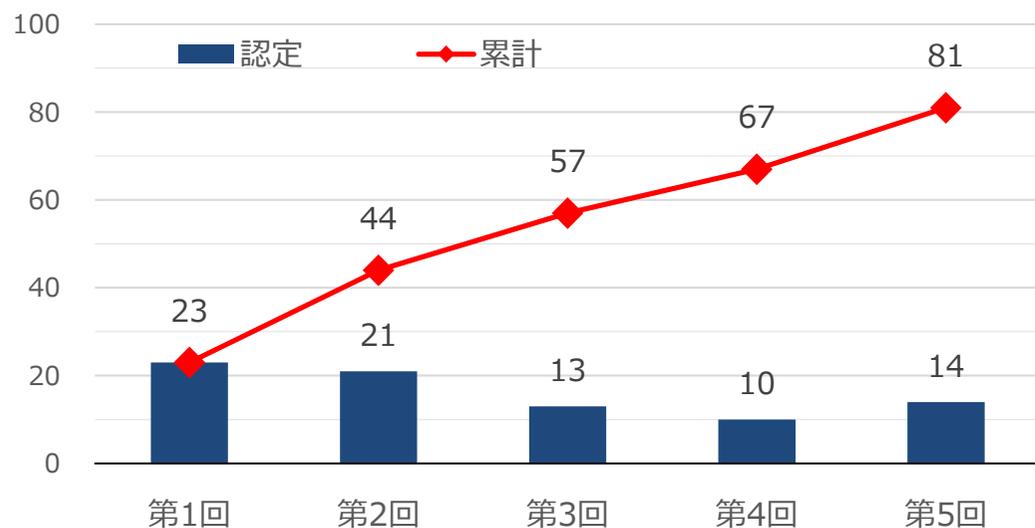
1. 制度概要
2. 認定要件
3. eラーニング講座の認定要件の改定
4. 認定申請手続
5. Reスキル講座に認定されると
6. 厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携
- 7. 講座認定の状況**
8. おわりに

# 7. 講座認定の状況 (1) 認定講座数

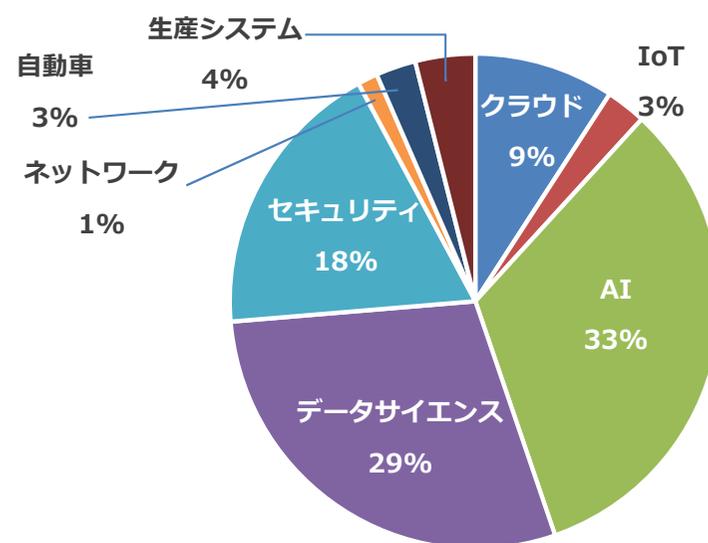
対象分野		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	合計	現在の認定講座			
								うち廃止			
IT分野	新技術・システム	クラウド	4講座	2講座	—	1講座	—	7講座	—	7講座	
		IoT	1講座	—	—	—	1講座	—	2講座	—	2講座
		AI	4講座	11講座	2講座	3講座	8講座	28講座	3講座	25講座	
	高度技術	データサイエンス	7講座	5講座	7講座	1講座	2講座	22講座	—	22講座	
		セキュリティ	6講座	3講座	2講座	5講座	—	16講座	2講座	14講座	
		ネットワーク	—	—	—	—	1講座	1講座	—	1講座	
IT利活用分野	自動車モデルベース開発	1講座	—	1講座	—	—	2講座	—	2講座		
	生産システム設計	—	—	1講座	—	2講座	3講座	—	3講座		
合計		23講座	21講座	13講座	10講座	14講座	81講座	5講座	76講座		

※複数の分野に該当する講座については、主たる分野（経産省判断）にてカウント。

## ■ 認定講座数の推移



## ■ 認定講座全体に占める対象分野の割合



## 7. 講座認定の状況（2） 専門実践教育訓練指定の状況

対象分野		Reスキル 認定講座 ※3	うち専門実践教育訓練 指定講座		
IT 分野	新技術・ システム	クラウド	7講座	4講座	46%
		IoT	1講座	1講座	100%
		AI	17講座	14講座	82%
		データサイエンス	20講座	15講座	75%
	高度技術	セキュリティ	14講座	7講座	50%
		ネットワーク	—	—	—
IT利活用 分野	自動車モデルベース開発	2講座	2講座	100%	
	生産システム設計	1講座	1講座	100%	
合計		62講座	44講座	71%	

※1 厚生労働省の開示情報をもとに、経産省作成。

※2 複数の分野に該当する講座については、主たる分野（経産省判断）にてカウント。

※3 第1回から第4回までの認定講座から現在(2020.1)までに廃止した講座を除き算出。

1. 制度概要
2. 認定要件
3. eラーニング講座の認定要件の改定
4. 認定申請手続
5. Reスキル講座に認定されると
6. 厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携
7. 講座認定の状況
8. おわりに

■ 第四次産業革命スキル習得講座認定制度について（経産省HPトップ）

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/reskillprograms/index.html>

■ 第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程  
（経済産業省告示第182号）

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/reskillprograms/pdf/reskillprogram\\_kitei.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/reskillprograms/pdf/reskillprogram_kitei.pdf)

■ 第四次産業革命スキル習得講座認定制度実施要項

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/reskillprograms/pdf/jisshiyoko.pdf>

■ FAQ・留意事項（よくある質問と回答）

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/reskillprograms/pdf/FAQ.pdf>

第四次産業革命スキル習得講座

 検索

# ★お気軽にお問合せ、ご相談ください★

## 【本認定制度全般について】

経済産業政策局 産業人材政策室（担当者：川浦・上浜）

電話：03-3501-2259

## 【申請書の提出先・申請に関するお問合せ先】

＜クラウド、IoT、AI、データサイエンス、ネットワーク、セキュリティの講座＞

商務情報政策局 情報技術利用促進課（担当者：松岡・齊宮）

電話：03-3501-2646

Eメール：[joshin@meti.go.jp](mailto:joshin@meti.go.jp)

＜自動車モデルベース開発分野の講座＞

製造産業局 自動車課（担当者：日山）

電話：03-3501-1690

Eメール：[hiyama-chiaki@meti.go.jp](mailto:hiyama-chiaki@meti.go.jp)

＜生産システムデジタル設計分野の講座＞

製造産業局 ものづくり政策審議官室（担当者：住田、中村）

電話：03-3501-1689

Eメール：[sumita-mitsuyo@meti.go.jp](mailto:sumita-mitsuyo@meti.go.jp), [nakamura-akira@meti.go.jp](mailto:nakamura-akira@meti.go.jp)